

## 円福杯球技大会後援会規約

第1条（目的） この会は、円福杯球技大会の発展に資するとともに大会開催諸費用の支援を行なうことを目的とする。

第2条（名称） この会を円福杯球技大会後援会とする。

第3条（所在地） この会の事務局を長野市篠ノ井横田 798-1 に置く。

第4条（会員） この会の会員は、この会の目的に賛同する者とする。

第5条（役員） この会に次の役員をおく

代表 1名

副代表 1名

会計 1名

第6条（役員の任期） 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第7条（代表） 代表は会を代表し運営する。

副代表は代表を補佐し、代表が欠員の時は代表の職務を遂行する。

第8条（運営） 会は毎年1回会議を開催し、この会の重要事項について審議する。議事は出席者の過半数の同意を持って決定する。

第9条（会費） 会員は、目的の達成のために毎年1万円を会に納める。

第10条（規約改正） この規約は会員の過半数の同意をもって改正することができる。

### 附則

①. 会の役員は次の会員とする。

代 表 長野市篠ノ井横田 869 藤本光世

副代表 千曲市八幡 3537-15 青谷幸治

会 計 千曲市寂蒔 964-4 古川春美

②. この規約は平成 28 年 7 月 1 日から適用する。